



流山市監査委員告示第12号

令和7年度公の施設の指定管理者監査の結果に基づき講じた措置について、流山市教育委員会教育長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別添のとおり公表します。

令和7年12月25日

流山市監査委員

中 川





第4号様式

流教公第162号

令和7年12月11日

(宛先) 流山市監査委員 中川 弘 様

流山市教育委員会教育長 吉田 瑞穂



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和7年11月27日付け、流監第125号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号		令和7年11月27日・流監第125号	
監査の種別		公の施設の指定管理者監査	
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
特定非営利活動法人市民助け合いネット生涯学習部公民館	指摘	基本協定書及び仕様書にて施設の管理に関する業務の一部を第三者に再委託する際には事前に書面により申請し、書面による承諾を得ることが定められているが、文書が存在でなかった。 事業計画書の添付書類により再委託業務及び委託先について報告及び確認はなされているものの、規定に則った事務手続きを徹底されたい。	令和7年12月3日付けで「南流山センターの管理業務に関する委託承認申請書」を受理、同年12月9日付けで「業務委託承認通知書」を書面により交付しました。
特定非営利活動法人市民助け合いネット	指摘	利用料金について、算出額に10円未満の端数がある場合は当該端数を切り捨てた額とすべきところ、端数処理が行われていない事案があった。 複数人で確認を行うなどチェック体制を確立し、同様の事案が発生しないよう徹底されたい。	利用料金の算出については、2名の職員で確認を行うなどチェック体制を強化し、書面等により全職員へ周知、徹底を図りました。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。